【記載例】退職（一括徴収の場合）

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※異動があった場合は、翌月10日までに速やかに提出してください。　*コピーしてご利用ください。

特別徴収税額の決定（変更）通知書に記載の指定番号・整理番号を記入してください。

XX年 ○ 月 ○ 日提出

つくばみらい市長

*年度ごとに課税地が異なる場合は、それぞれの自治体に異動届を提出してください。

（特別徴収義務者）給与支払者

住所（居所）又は所在地	〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田195
氏名又は名称	つくばみらい　株式会社
法人番号	X 0 1 2 3 × X X X 0 1 2 3 X

特別徴収義務者指定番号	XXXXX
整理番号	00001
担当者 課・係	総務課給与係
担当者 氏名	○○○
担当者 電話番号	0297-OO—XXXX

給与所得者		（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額
フリガナ	ミライ　リンゾウ							
氏名	みらい　りんぞう　（旧姓　）	円	6月から7月まで	8月から5月まで		①退職 2.転勤 3.休職 4.長期欠勤 5.死亡 6.会社解散 7.住所誤報	1. 特別徴収継続 ②一括徴収 3. 普通徴収	XXXXXX 円 控除社会保険料額
生年月日	昭・平・西暦　1年　1月　1日		円	円	XX・7・31			XXXXX 円
1月1日現在の住所	つくばみらい市加藤237	120,000	20,000	100,000				
給与の支払を受けなくなった後の住所	同上							

8.その他（特別徴収不可）　*理由を選択してください

（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が93万円以下）
（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支給が毎月でない）
（普E）	事業専従者

◎1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）について一括徴収する場合等は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定日	一括徴収予定額
①異動が（ XX 年12月31日までで申出があったため 7月 31日 申出）	8.15	100，000円
2. 異動が　年1月1日以降で特別徴収の継続の希望がないため		
異動者署名（退職者本人）		

一括徴収した税額は
8月分で納入
（ 9月 10日納期限分）

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			
電話			

転勤（転職）等による特別徴収届出書　※名称には必ずフリガナをつけてください。

新しい勤務先では
月割額　　円を
　月分から徴収し、
納入します。

〒

徴収予定日、一括徴収予定額（（ウ）の未徴収税額と一致します）、一括徴収税額を納入する月を記入してください。

特別徴収税額の決定（変更）通知書に記載の年税額、給与から差し引き済みの金額、未徴収の税額（一括徴収予定額）を記入してください。

異動年月日、異動事由、異動後の未徴収税額の納入方法について記入してください。

特別徴収義務者指定番号	
新規	
担当者 課	
担当者 氏名	
担当者 電話番号	

市町村記入欄	
確認	/

【提出先】〒300-2395　茨城県つくばみらい市福田195番地　つくばみらい市役所　税務課　市民税係